

令和 2 年度 1 月時点通常入所児童保護者 様

和光市子どもあんしん部保育施設課長

緊急事態宣言発令に伴う学童クラブの運営について（お知らせ）

日ごろより学童クラブの運営にご理解ご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県で令和 3 年 1 月 8 日より新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条に基づく緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）が発令されたことに伴う市内学童クラブの運営について、方針を定めましたので下記のとおりお知らせします。

市内学童クラブでは、引き続き、活動中の手洗いうがいを実施する他、児童の体調異変を注視するとともに、保育室のこまめな換気、消毒、補食時の飛沫防止対策など衛生環境の保全を徹底した運営を行います。

ご家庭に置かれましても、お子様の健康管理とともにお子様を含むご家族に体調不良の方がいる場合は、無理な登所はされませんようご協力の程よろしくお願いいたします。

なお、学童クラブは小学校の教育活動を踏まえた運営となることから、今後の小学校における教育活動状況に応じて運営を変更する場合がありますので、ご承知おきください。

皆様の健康が継続されますことを心よりお祈り申し上げます。

記

1 受入について

通常どおり受入をいたします。

今回の緊急事態宣言では、飲食の場での感染リスクの軽減策など限定的な措置を講じる方針を示す他、小学校等の一斉休校は行わず、保育所や放課後児童クラブ等も原則開くこととしています。

現在、市内学童クラブでは、こまめな換気及び消毒等の安全衛生管理を徹底しており、クラスターは発生しておらず、公設学童クラブの受入人数に対する登所率も約 75%であることから、適切な保育室の環境が保たれている状況です。

2 利用料の減額対応について

通常どおりの受入を行うことから、減額対応は予定していません。

自主的な感染防止対策として、1 カ月以上登所を控える場合は休所をすることが可能です。その場合は、休所を開始する前日又は開始月の第 2 週末日のいずれか早い日までに休所届を学童クラブ又は市担当に提出してください。

ただし、今年度において既に 3 カ月休所を実施している場合は休所期間中も利用料金等が発生いたします。

裏面あり

3 テレワークについて

テレワークの場合であっても学童クラブを利用することは可能です。
早めのお迎えにご協力ください。

4 児童を含む家族の方がPCR検査を受けた場合について

必ず、速やかに学童クラブへご連絡ください。

学童クラブ開所前においては市担当までご連絡ください。

学童クラブ、市役所が共に閉所している場合は、市役所代表番号（048-464-1111）にご連絡ください。

5 利用児童又は保護者等が濃厚接触者に特定された場合

(1) 利用児童が濃厚接触者に特定された場合

PCR検査の結果が判明するまでは登所ができません。

陰性であった場合も健康観察期間中の登所はお控えください。

(2) 保護者、同居の家族が濃厚接触者に特定された場合

PCR検査の結果が判明するまでは登所ができません。

陰性であった場合は登所可能ですが、特定された方につきましては健康観察期間中の送迎はお控えください。

なお保健所より別に指示があった場合はこの限りではありません。

問い合わせ先

保育施設課施設整備担当

〒351-0192 和光市広沢 1-5

電話：048-424-9131 FAX：048-464-1926

e-mail:d0200@city.wako.lg.jp